

【会議の概要】

会 議 名：平成 30 年度第 3 回加古川市障害者自立支援協議会

日 時：平成 31 年 2 月 6 日（水）15 時 00 分から 16 時 35 分まで

場 所：加古川市人権文化センター 大ホール

議 題：（１）こども専門部会からの報告

（２）差別解消専門部会からの報告

（３）障害者の意思決定支援の在り方 ～法的視点からの検討～

出 席 者：委員 21 名、市（事務局）10 名

※委員 3 名は所用のため欠席

公開・非公開の別：公開（傍聴者：1 名）

配布資料：別紙 NO. 1 次第

別紙 NO. 2 加古川市障害者自立支援協議会 委員名簿

別紙 NO. 3 こども専門部会活動報告

別紙 NO. 4 差別解消専門部会活動報告

別紙 NO. 5 差別解消相談窓口啓発チラシ「ともに生きる。」

別紙 NO. 6 障害者の意思決定支援の在り方 ～法的視点からの検討～

【協議の概要】

（１）こども専門部会活動報告

医療的ケア児の支援体制の検討に向けた実態調査やサポートファイルきずなの改訂及び普及方法などについて、部会長より報告いただいた。

（２）差別解消専門部会活動報告

法関連の事例の整理・検討や個々に存在する相談窓口を周知するための啓発チラシの作成などについて、部会長より報告いただいた。

（３）障害者の意思決定支援の在り方 ～法的視点からの検討～

二つの虐待事例から、障がい者の意思決定支援における留意点について講義いただくとともに、家族目線や支援者目線でなく本人目線での支援が重要であるという点について、従来の支援方法との比較により情報共有いただいた。

以 上

司会：事務局 議長：会長

1 開 会

《事務局より配付資料及び出席者の確認》

2 議事

（１）こども専門部会からの報告

部会長より資料に沿って報告。以下、意見交換の内容。

[会長]

医療的ケアの必要な児童は、生まれたときから必要であるにもかかわらず、義務教育の小学校に入る年齢に達するまで、制度による支援を受けられないという現状があります。そういった児童はどこで支援を受ければよいのでしょうか。

[委員]

病院が想定されます。

[会長]

たとえ病院でケアを受けられたとしても、家では母親が付きっきりで看ているということもあります。そういった家族に対してサポートが必要なのではないのでしょうか。

[委員]

現状では、障害福祉サービスの児童発達支援や訪問看護を利用いただくなどでしょうか。

[会長]

ある自治体で、母親が子供を幼稚園に入れるために看護師の配備をお願いしたが断られたといった事例がありました。

[事務局]

全国的に医療的ケアの必要な児童は一般の幼稚園に入園できないといった現状があることは承知しています。これからは「障害」「教育」「医療」それぞれの現場が連携し、当事者の困りごとを解決していかなければなりません。そのための手段として、こども専門部会という協議の場を設置し、サポート体制を整えていくために、課題の抽出や検討を重ねているところです。実際に本市では、幼稚園の入園に関しての事例が挙がってきていないですが、今後そのような事例が挙げれば対応していきたいと考えています。

[会長]

事例は挙がっていないかもしれませんが、全国的にそういった事例があることは間違いありません。例えば、BS（血糖）チェックは教職では行うことができず、家族もしくは医療従事者が行わなければなりません。そのため、入園するなら保護者が常に見守りすることが求められています。こういった問題はなんとかしなければならぬのではないのでしょうか。

[事務局]

先ほどの報告の中で、サービス利用につながっていない方が18.2%というお話がありました。こういった方の中には、こども療育センターにて医師や看護師による支援を受けている方もいらっしゃいます。国から法律により示されている「医療的ケア児の支援体制のための協議の場の設置」は、自治体が医療的ケア児の困りごとや課題に対して問題認識を持つようにとの意図があると捉えています。障害福祉サービスは充実してきていますが、協議の場を通じて、今挙げたような課題について検討を進めていきたいと思っています。

[会長]

報告の資料の中に、乳児から幼児まで一貫したサービス体制を整備すると記載されていたので、このような質問をさせていただきました。加古川市で事例が挙がっていないのは、親が入園を諦めているという可能性もあると思います。重度の障害のため常時医療が必要な児童もいれば、施設が遠方のため近くの幼稚園に通園したい児童など課題やニーズは様々です。

また、「サービス利用ができる方はこのレベルの方からなので、レベルに至っていない方は受けなくてもよい」と発言された方もいました。この発言から、支援者側が対象から外してしまっているとわか

ります。どこまでの方を支援していくかの線引きは難しいかと思いますが、検討を進めていただければと思います。

[委員]

サポートファイルは大切なツールだと思っています。10年前、サポートファイルが必要だということで講座を受けにいったことがあります。しかし、その当時は頑張っていたのですが、億劫になってしまい途中でやめてしまいました。この度改訂されるということで、書きやすくなることを期待しています。また、改訂によりどのように変わるのでしょうか。変わったものをホームページに掲載するとのことでしたが、いつ頃掲載されるのかも教えていただきたいです。掲載されたあともダウンロードするという形だと思いますが、特に高齢の保護者の中には、億劫とを感じる方や出来ない方もいらっしゃると思います。普及方法もですが、保護者の意識を変える工夫も必要かと思います。記入方法の講座の開講など、普及啓発を頑張ってくださいたいです。

[事務局]

改訂版の案はできており、2月8日に最終校正に入る予定です。完成したものは、来年度以降しっかりと広報を行っていくつもりですが、ホームページの掲載時期についてはまだ決まっておりません。4月以降できるだけ早い段階で掲載できればと思っています。

[委員]

育成会でもサポートファイルは重要なツールであると広めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

[委員]

市内の医療的ケアの必要な児童 44 人のうち、約半数は本校の生徒です。学校にも看護師を配備していますが、十分とは言えず、色々と試行錯誤しながらケアを行っています。そういった教育現場の実態についても共通認識いただければと思います。

また、先ほど会長からも、0～2歳の児童の支援はどうするのかというお話がありましたが、その問題に加え、学校を卒業してからの支援についても課題があります。今後そういった方はどんどん増えると予想できるので、「教育課程までの支援」では困ります。ライフステージにとらわれない一貫した支援が必要かと思います。

[委員]

本日の午前中、PTAの役員会があり、ちょうど医療的ケア児のことについて話し合ってきました。

ここでは親の立場から発言させていただければと思います。小学校に入る前は、療育センターで療育の訓練をしていました。当時は神吉にセンターがあったのですが、現在は志方に移転しています。先ほどの部会長からの報告の中で、医療的ケア児の在住地区の分布についてお話がありましたが、南の地域に偏っていたかと思います。そのような地域に住む方は、志方や神吉に行くにも時間がかかります。療育の専門機関のようなものがそれぞれの地域に一つずつあると、大変ありがたいですし、心強いです。加古川市はサービスも充実してきていると感じています。しかし、0～2歳の子供を持つ親は朝も夜も子供から目を離せず、情報が入りにくいというのが正直なところです。知る努力ももちろんしますが、情報をキャッチしやすい工夫をしていただければと思います。

[会長]

情報を知らないから利用できないということは多いと思います。先ほどサポートファイルの広報についても話が挙がったかと思いますが、見ていないというケースが多々存在します。広報のやり方やシステムの活用について工夫いただければと思います。

また、先ほど幼稚園の入園問題について発言させていただきましたが、そういった意見を言える場がないようにも思います。専門部会の中で課題の吸い上げを行ってるとはいえ、見えない問題や課題はたくさんあります。そのような見えない部分を明らかにするという次の段階への期待を込めて発言させていただきました。

## (2) 差別解消専門部会からの報告

部会長より資料に沿って報告。以下、意見交換の内容。

[委員]

先ほどの報告の中で、相談窓口はたくさんあるのに知られていないという現状があり、周知が必要とのお話がありました。また、好事例の共有も行ったとのことでしたが、それらの情報は誰に向けてどのように発信するのでしょうか。

[委員]

今年度は、事例の蓄積をメインに活動してきました。差別的取扱いとは、誰もが時として気付かずにしてしまうということがあるかと思います。障がい者に対して、周囲の方や事業者がどのように対応していいかわからないという問題もあるかと思います。実際の場面でどう対応していくかを知っていただくために、今後は蓄積した事例を発信していければと考えています。

[委員]

それでは、一般の方に向けた発信を検討されているということですね。

[委員]

一般の方に加えて、事業者にも発信していきたいです。

[委員]

差別解消専門部会に所属していますが、東播磨圏域コーディネーターという立場で発言させていただければと思います。兵庫県下でも、自立支援協議会の中で差別解消に関しての専門部会を設置して活動されているのは珍しく、加古川市の取り組みはすごくよいことだと思います。差別は人々の無知、無関心、無理解、偏見から拡大していくものと捉えています。差別について知る機会はとても重要です。好事例の発信により、地域住民全体に意識を広められたらと思います。こども専門部会の医療的ケア児の件もありますが、「医療的ケア児」という言葉を知らない方はたくさんおられます。人が生きていく、障がいのある方が生きていく、その一人ひとりの命の価値について理解を広めていくために、皆さんと一緒になって活動したいと思っています。

[委員]

就労支援センターで障がい者の働きについて支援していますが、会社での障がい者への差別事例の相談を受けることが多々あります。先日、ある会社から、「障がいのあるAさんを叱ったり、仕事のやり方について求めてよいのでしょうか。」といった相談を受けました。また、「差別解消法ができてから、

合理的配慮が強く求められているので心配です。」ともおっしゃられました。こういった相談は珍しくなく、よくあるものです。また、家族からは、「本人が残業したくないといっています。障害があるのに残業はしないといけないのでしょうか。」という相談を受けます。これらの相談が挙がってくるのは、本人の困りごとや障害がどこにあるのかについて、正しく理解できていないからだと思います。どういったことに配慮すべきなのか、どういったことは求めていいのかわからず、「差別解消」「合理的配慮」という言葉だけが頭の中にぼんやりあるという状態ではないでしょうか。好事例の共有ももちろん重要ではあると思いますが、「こういったことが差別である」「この障害にはこういった配慮を」などの点についても、具体的に示していく必要があるのではないのでしょうか。

[委員]

平成 29 年度に加古川市作成の差別解消啓発パンフレットをイオン加古川店で配布しました。配布は当事者・市職員・事業者・サッカーチームの選手など多方面のメンバーで行いましたが、いつもは団体の会員だけのことも多いのでとても嬉しかったのを覚えています。知り合いの方を含めてたくさんの方が声を掛けてくださり、いつも以上に多くの方に啓発出来たと実感しています。このような取組みは今後も継続してもらいたいと思います。

また、身体障害者福祉協会では、会員の方に対して年 5 回の訪問を行っています。訪問により悩み事も知れますし、会長も丁寧に聞き取りしています。このような小さな取組みも大切にし、積み重ねていければと思います。

[委員]

1 週間ほど前、社会福祉協議会の「ささえあいフォーラム」に行った際に聞いた事例について共有させていただきます。ある視覚障がい者の方が、「いつも行っているお店があり、お店の方も障害を理解して配慮をしてくださるのですが、病気でしばらく店に行けない期間がありました。その期間を経て久しぶりに来店した際、いつもと違う店員の方に対応していただきましたが、どうしていいか困っている様子でした。」といったお話されていました。障がい者の方への配慮は、最初はわからなくても試行錯誤する中で関係性を築くことができるものだと思います。配慮をする側だけでなく、当事者が行動していくことも大切だと感じました。

[委員]

先日、東京都で車椅子乗車が可能なタクシーがあるが乗車拒否されるというニュースを見ました。なぜ拒否されるかと言うと、乗車するためのスロープの設置に 10～15 分かかるからとのことでした。しかしその後、3 分で設置できるようになりました。これは、メーカーと行政が知恵を出し合って努力したからです。加古川市も、バスの工夫などは進んでいるかと思いますが、タクシーはいかがでしょうか。

また、仕事でニュージーランドを訪れた際、空港から町へ向かうバス停に、車椅子利用の方が 1 人で待っていらっしゃいました。大型店で 1 人で買い物する姿も見かけましたが、これは普通のことのようです。加古川市ではあまり見かけない光景だったので印象に残っています。だいたい介護者の方が付き添われています。一人で行動しやすい街づくりに向けて、検討していただければと思います。報告の中で二つの事例を共有いただきましたが、他に事例があれば教えていただきたいです。

[事務局]

福祉タクシー券という制度がありますが、登録事業者のうち約半数は車椅子乗車可能な介護タクシーです。そういった点で、障がい者への配慮は進んでいるのではないのでしょうか。

[委員]

正直なところ、なかなか事例がないというのが現状です。11名の部会員のうち、8名が障害福祉の現場に携わっていない方というのもあり、障がい者の事例を聞く機会がないのもあると思います。啓発チラシを通じて事例を集めて集約したいと思っています。これは、来年度以降の部会の課題でもあります。

[会長]

障がい者といっても色々な方がいます。一括で配慮を検討するのは難しいでしょう。一つひとつの事例にただ対応するだけでは限界があります。例えば、音声読み上げ機も視覚障がいのある方全員が持っているわけではありません。まだまだすべきことがたくさんあるかと思いますが、できることから検討を進めていただければと思います。最終的には、様々な方に対応できる配慮を提案できるとよいでしょう。

[委員]

差別事例として、地域移行を支援する中で、障がい者が家を借りれないということがあります。原因は、大家の理解を得られないからです。啓発チラシを通じて本人や支援者から事例が挙がった場合、次の段階としてどのように活かされるのでしょうか。課題解決に向けたフローなどはあるのでしょうか。

[委員]

今後、各機関の連携について検討します。

[委員]

一旦は事例を収集するということですか。

[委員]

そうです。

[会長]

先ほどの事例で、大家側の言い分などはあるのでしょうか。例えば、家を貸した後、ゴミ屋敷になって次の人に貸せなくて困る、などの正当な理由もあるので、一概に大家側が差別をしていると言いがたいと思います。

[委員]

不動産屋に対して、どういった障害があるのか、何の病気でどこの病院に通っているのか、夜は静かにできるのか、など掘り起こし聞き方がいます。

[会長]

先ほどのゴミ屋敷問題も含め、全てが差別とは言えず、一筋縄ではいかない難しい問題だと思います。差別問題は慎重に取り組まなければならないでしょう。

### (3) 障害者の意思決定支援の在り方 ～法的視点からの検討～

資料に沿って情報共有。意見交換は時間の関係で省略。

#### 4 その他

[委員]

今年度から部会も増え、全体会の委員も拡充されました。今年度の全体会は今日で最後と思いますが、相談支援専門部会からの報告をお聞きできず残念です。また、24名の委員の中で、自分なりに感じたことを発言させていただいてはいますが、自分が協議会の中でどのような役割を果たせばよいのか模索しながら参加しているような状況です。それぞれの専門部会の中で課題はたくさんありますが、たとえ結果は出ていなくても、課題についてきちんと共有できればよいと思っています。委員としても、各専門部会の活動状況についてきちんと知ること、それぞれの専門的立場から発言できるものと思います。全体会のあり方について今一度ご検討いただき、運営について工夫いただければと思います。

[委員]

しごと専門部会の部会長として第2回全体会で報告させていただきましたが、しごと専門部会にかかわらず、各専門部会の進捗状況が途中でわからなくなっている部分があるかと思います。各専門部会の動きがわかれば、来年度以降も活動しやすいと感じています。

[会長]

専門部会を拡充し、広い範囲で活動するというのは重要なことではありますが、今年度で終わるのではなく、次につなげていく必要があります。各部会でそれぞれに課題があり、解決も容易ではないと思いますが、それらをクリアしていくためにも、活動したことをきちんと記録して次に活かしていっていただければと思います。

#### 5 閉会

以 上